

私と社福

今更・・・なテーマかもしれませんが、最近お問合せが多かったので「基本金」についてお話しします。

みなさんご存知かとは思いますが、「基本金」はその内容によって分類されています。

- 1号基本金 → 土地・建物等の基本財産取得を目的として指定された寄付金
- 2号基本金 → 上記に係る借入金の償還に充てるものとして指定された寄付金
- 3号基本金 → 施設の創設時にあらかじめ持つべき運転資金としての寄付金
- 4号基本金 → 定款の規程により基本財産に組入れた額

このうち、4号基本金は新会計基準では廃止になりました。運用指針には新会計基準の移行処理として、4号基本金がある場合には、取崩しを行うよう書かれています。ですが、この4号基本金を実際にもっている法人を私は今まで見たことがありません(^_^)

4号基本金として計上されていても、よくよく中身をみると実質1号基本金というパターンが多くみられます。

新会計基準移行の初年度であれば、BSの期首残高を調整できるラストチャンス!ですので、この機会に基本金を見直してもいいかもしれません(^o^)/

by.カノン

コラム

皆さんは車に乗る時、ガソリンの給油口がどこにあるか探した経験はないでしょうか? 新車購入時やレンタカーに乗る時など、乗り慣れない車に乗るとそんな瞬間があると思います。

ガソリンの給油口については、左右どちらにあるか各自動車メーカーで異なります。

一昔前までは、高級車は右側についているという基準がありました。今はそうでもありません。

そこで、この寒い真冬の中、給油口がどこにあるか外に出て確かめなくとも分かる簡単な方法があります。それは、どの車でもついているガソリンのメーターをよくよく見てみると、ガソリンマークのような絵があり、そのマークが右に向いているなら給油口は右に、左に向いていた場合は給油口は左にあるのです。

私もつい最近知りましたので、レンタカーや新車購入時などはぜひご確認頂ければと思います!

by.朱莉



我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

2016年の開幕カードも決まり、試合が待ち遠しくなってきましたね! 新戦力を加え、新しくなったファジアーノ岡山。今年こそ、絶対にJ1へ! ココロヒトツニ。「ファジアーノ!」

開幕戦! 試合スケジュール
第1節 2.28日 対レノファ山口 時間未定 維新公園(A)

by.えびき



株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 保険労務コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー (中期経営計画策定支援サービス)

SCB NEWS LETTER

春の訪れが待ち遠しい〜!!
厳寒に耐えて前進だ!!
第68号
2016年2月
発行

Crocus ~クロッカス~

節分も終わり、暦の上では春になりました。2月は寒さが最も厳しい頃ですが、寒い冬ならではの楽しみ方といえばなんでしょうか? 家族であたたかいお鍋を囲んだり、友人と雪山に遊びに行ったり、コタツに入って本を読みながらミカンを食べたり。冬の醍醐味をしっかりと味わって、ポカポカな春を迎えたいですね!



消費税の軽減税率が大きな争点となった反動で、例年に比べると、項目が少なく内容も薄い印象の平成28年度の税制改正大綱。今回は、そのうち中小企業や個人に影響のありそうな、主なポイントをみてみましょう。

法人税・地方税

● 法人税率の引下げ ↓ 減税

中小法人(資本金1億円以下) 年800万円以下の所得金額	現行	改正後(開始事業年度)		
		H28.4.1~	H29.4.1~	H30.4.1~
年800万円以下の所得金額	15%	15%	19%	19%
年800万円超の所得金額	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%

法人税率は、基本的に減税の方向ですが、年800万円以下の所得についての15%の措置が、平成29年3月31日で切れることには注意が必要です。

- 減価償却制度の見直し ↑ 増税
建物附属設備及び構築物の償却方法
定率法⇒定額法

- 欠損金の繰越控除制度の見直し ↓ 減税
平成30年4月1日以後開始事業年度より、
現行9年を10年に延長

資産税

- 贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し
納税者有利

消費税

- 消費税の軽減税率制度 納税者有利
- 軽減税率制度導入に伴うインボイス制度の創設
納税者不利

所得税

- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設
納税者有利
- 住宅の三世同居改修工事等に係る特例の創設
納税者有利

納税環境整備

- クレジットカード納付制度の創設 納税者有利
- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し
納税者有利

消費税については、今後、簡易課税制度の改正が確実に法制化されると言われています。今後も動向に注意が必要です。

改正の詳細な内容は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by.えびき



活用法!

第64回目
by.SCB経営塾

儲かる会社になるための 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

利益計画の作成手順

3 営業外損益を計画する

営業外損益とは、「本業以外の利益」(営業外収益)と「本業以外の費用」(営業外費用)のことです。



(図1) 利益計画検討表(目標損益計算書)
単位:百万円

売上高		
売上原価		
粗利益		
内部費用		50
人件費	30	
未来費用	2	
一般経費	13	
減価償却費	5	
営業利益	10	
営業外		0
営業外収益	1	
営業外費用	1	
経常利益	10	

次回も利益計画の作成手順について具体的にみていきます。

by.カイ

Season by Season ガーデンシクラメン



去年のお正月用にしつらえた寄せ植えに、赤と白のガーデンシクラメンを植え込みました。いつものことながら時期が過ぎると庭の片隅に鉢ごとおいやられ、ずっと忘れのままに(^_^); 年末にあわてて庭の手入れをしていたら、なんと! 律儀にも大きな株となったガーデンシクラメンからたくさんのつぼみが頭を持ち上げていました。梅雨の長雨にも、夏の暑さにもしっかりと耐え、ちゃんとお正月の準備をしてくれてたんだね(*^_^*)。ふた回りほど大きな鉢にゆったりと植え替え、葉ボタンやビオラといっしょに今年用の寄せ植えにふたたび登場してもらいました。花言葉は「はにかみ」「内気」。庭先の花咲く姿は誇らしげにも見えますけどね。(*^_^*) by.うさぎ

中国の豆知識 餃子はおかず? 主食?

突然ですが、皆さんは餃子定食はお好きでしょうか? 食堂やラーメン店などでは定番のメニューですよ。この餃子定食、餃子の本場中国の北方の人が見るととても驚くのです。と言うのは、そこでは餃子は「主食」として食べられており、餃子とご飯という主食同士を組み合わせたメニューはバランスが悪いと感じるからです。(私たち日本人は餃子を「おかず」として食べているので、餃子定食に特に違和感はありませんが...) 中国人が餃子とご飯を一緒に食べないのは、日本人がご飯を、素うどんやたこ焼きとセットにして食べないのに近い感覚かもしれません。ちなみに、中国の北方ではラーメンや中華まんなども主食の扱いです。



中国ではこれらは「主食」!!

by.大熊猫

GO to the 水族館へ行こう! AQUARIUM

2 神戸市立 須磨海浜水族館

寒い時期になりましたね。体調は崩されてないでしょうか? 今回は、神戸市須磨区にあります『神戸市立 須磨海浜水族館』をご紹介します。こちらは私が昨年1月中旬くらいに訪れた場所です。今回も注目ポイントをいくつか挙げようと思います!

注目ポイント!!

その1 須磨アクアイルミネージュ

私が訪れた時も行われていました。2月29日まで行われているイルミネーションです。館内展示はもちろん、時間によりイルカプールでプロジェクションマッピングも行われるそうです。夜の水族館も幻想的ですよ。

その2 こたつに入りながらお魚が見れる?

正面に入ってまず見えるのが大きな水槽です。色々な魚たちが泳ぐ目の前で座り込む人達が...。何をしているのかなあ~。なんて思いながら近づくと、なんと! こたつが置いてあるじゃないですか!! 少しの時間座れましたが、なんとも落ち着ける空間。こんな事しちゃったら何時間でも見ちゃいますね(*^_^*)

その3 イルカに触れることができる

私は体験しませんでした。イルカやアザラシに触れることができる体験コーナーがあるみたいです。人生1度はイルカに触れてみたいものです。

館内にある飲食店には地元グルメも沢山ありました。そこで食べて、ゆっくり館内を廻って満喫するのも良いかもしれませんね(*^_^*)v



by.海月